

第七期介護保険事業計画における 地域密着型サービス事業者の選定方針

1 目的

介護保険法改正により、平成18年4月から、高齢者等が要支援又は要介護の状態となっても、できる限り住み慣れた地域で、安心して生活が送れるようにするため、日常の生活圏域内でサービスの利用や提供が行われるよう新たなサービス体系として「地域密着型サービス」が創設されました。

帯広市は、地域密着型サービスの整備にあたっては、在宅を基本としつつも、利用者の身体状況に応じた適切なケアが行われるよう在宅と施設の両輪によりサービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステムの実現を目指すこととしております。

このことを踏まえ、第七期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H30年～H32年)に基づき、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所および地域密着型介護老人福祉施設を今後、計画的に整備をすすめていくこととします。

これらのサービス提供にあたっては、地域密着型サービスの趣旨を十分に踏まえ、サービス事業者には、とりわけ、質が高く、かつ安定したサービスの提供が強く求められます。

このため、サービス事業者の基盤整備や適切な事業運営、サービスの質の確保を図る観点から、サービス事業者の指定にあたっては、人員、設備や運営に関する基準等関係法令のほか、この方針に沿ってすすめるものです。

2 選定方針

(1) 運営方針について

高齢者福祉に高い見識と熱意を有し、利用者ニーズにあった運営方針をもっているものを優先します。

(2) 事業計画について

帯広市または近隣町村等において、保健、医療、福祉サービス事業の実績を一定程度有するほか、資金計画、開設までのスケジュール等が適切であることを優先します。

(3) 整備区域について

地域密着型サービスの趣旨から、日常生活圏域内での地理的条件に優れているものを優先します。

(4) 地域との交流機会の確保について

開設にあたって町内会、近隣住民に対する説明会等を開催するほか、ボランティアの受け入れや関係機関との連携など、具体的な交流活動計画等があるものを優先します。

(5) 医療との連携等について

必要な時に適切な医療が提供できる体制や、緊急時の対応のため医療機関等との連携と非常災害対策が整備されているものを優先します。

(6) 帯広市との連携について

帯広市の福祉施策を十分に理解するとともに、市への情報提供や事業の受託など市との連携を図るほか、第三者評価機関などによるサービス内容の情報公開について積極的に対応するものを優先します。

(7) 特色のあるサービスの提供等について

利用者の様態や希望に応じた柔軟なサービスを提供するほか、地域の実情に応じた特色のあるものや低所得者の利用が見込めるものを優先します。

(8) 人材確保・育成について

従業員の人材確保や、従業員に対する研修計画を策定するなど、十分な研修の機会を確保しているものを優先します。

(9) 利用者の擁護について

利用者の尊厳や個人情報保護などの権利を最大限に尊重する体制づくりや、低所得者が利用しやすいものを優先します。

3 その他

公募に関し必要な事項については別に定めます。